

【各論】
「大名評判記」とはなにか
——『武家勸忍記』の位置から——

綱川歩美

はじめに

「大名評判記」と銘打たれた『土芥寇讎記』の「謎」は解けるどころか、さらに難解な課題を我々に提示してきている。今年度の共同研究では、新たな「大名評判記」が発掘された。これらは研究の範囲を格段に広げるとともに、更なる研究の触手をのばすことを要求している。新史料『諫懲後正記』『武家勸懲記』また、『武家勸忍記』は、いずれも『土芥寇讎記』と同じく、大名の概略につづき「評文」を付している。この「評文」が「大名評判記」というカテゴリとして一応括ることができる。

それにしても、大名を評価するというのはいったいどのようなことだろうか。評価という体裁をとる以上、評価される側の大名は毀誉褒貶にさらされる。そして評者が何をもって判断を下しているかという理想や意思が反映していると考えられる。作者も評者も不明という一連の「大名評判記」を解く鍵が、これらの「評価基準」に秘められていると考える。「紋切り型の儒学道徳^①」とされているが、改めて精緻に把握する必要がある。

また、ほぼ石高順に大名を羅列した体裁は、すでに指摘されているように大名の比較的認識を前提としていられるとされる^②。これは「大名評判記」を読む側に照準をあわせたものであるが、一方でその作者側の視点が希薄である。何のための評価なのか、なぜ作られたのかという、作者の含意と初発の動機を時代的背景と重ねながら、

こちらにも細かく見ていく必要がある。

そこで本稿では、新しい史料を中心に、大名を評価した基準、ひいては大名に要求された基準を明確にし、評者側の意図に迫りたい。班の共同作業の都合上、『武家勸忍記^③』を中心にとりあげる。

一 「武家勸忍記」という「大名評判記」

(1) 『武家勸忍記』の成立年代について

元禄三年前後の記述とされる『土芥寇讎記』をはさんで、『武家勸懲記』が延宝三年、『諫懲後正記』が元禄一四年頃であるということはずでに明らかになった。しかし『武家勸忍記』については、上記三点よりも前の時代であるというだけで明確ではない。そこでまずは列記された大名名から、内容の年代を策定したい。

一瞥してほとんどの大名が、幕藩体制下で領知を与えられた初代もしくは二代目ということが分かる。このことから、他の三書よりも早い時期に作られたものであることは確実である。

次に、いくつか基準となりそうな大名を取り出してみる。まず作成の下限から考えてみよう。尾張徳川家義直と光義、紀伊徳川家の頼宣と光貞、水戸徳川家の頼房と光圀がそれぞれ、一つの大名家のなかに併記されている。このうち紀伊と水戸に関しては、「国の政道任セサル故」とあって家督は前者にあることが分かる。紀伊家は寛文五年に、水戸家は寛文元年に継いでいるので、すくなくとも寛文元年以前となる。また、徳川綱重、綱吉についても、所領が定まっていないことから寛文元年以前は確実である。

では、上限はどこまで遡れるだろうか。徳川綱重を「征夷大將軍家綱公御舎弟」と記しているので、家光の死去後、家綱の治世であるから慶安四年以降は確定できる。さらに真田家から絞ってみる。

真田信政は万治元年に六三歳で死去している。本書の家督は息子の信房（のちに幸道）になっている。わずかに二歳で世襲した信房に対して、評者は幼稚のため評価に及ばないとしている。ということは、

信房世襲から遠くない時期、万治元年以降である。以上のことから、『武家勸忍記』の成立年代は万治元年以降、寛文元年以前、つまり万治年間（三年間）であると推測される。

次に構成の問題であるが、先述の通り大名の氏名・妻子・続柄・領知の概況・家老名・大名個人の性格・資質につづき、「愚評義曰」と評文が付されている。作者・評者について興味深いのが、評者は前文を「本文」と呼び、場合によっては「如何本文之作有ノ心得計カタシ」というように、異見しているのである。これは、前文と評文とで書き手が異なることを意味している。踏み込んで言えば、大名個人のデータが評者に示され、それらについて「評価」を下したことになるのではないだろうか。

また、この評者は「教戒ノ巻ニモ曰故ニ略ス」と、冒頭に度々振り返っていることから、「教法ノ巻」も評者の作と考えることが出来る。

では、実際に『武家勸忍記』の評者はどのような基準で大名を判じたのであろうか。以下に大名に付された評文と「教法ノ巻」に表されたものから見えていくことにする。

（2）『武家勸忍記』の評価基準

合計一七〇名に及ぶ大名の評文は、「譽レ」の有無、「善将」「愚将」といった語句で評断されている。「評価基準」であろう具体的な語句を抜き出し、一覧にしたのが表1である。最も言及が多く、重要な判断基準となっているのが、「文武」の学問の有無である。たとえば、40酒井忠直は「将トシテ文武両道ヲ学事最可也」というように、領主としての嗜みとされている。この点は、「教法ノ巻」でも冒頭から「天下国家之司タル人常々可被心懸ハ文武両道之事」と簡条書きされ、評者の理想とするところであった。

「主将」として、つまりは大名として「文武」の学問が必要とされるのは、その中身にある。評者は、文武を次のように定義している。

「文ハ人民愛スルノ本、武ハ国家之政道ヲ謀ルノ本也」（18黒田

光之）

もう少しことばを拾って補うと、「古往聖賢ノ教法ヲ学ハレ、其地意ヲ旨トシ、心身ヲ正順ニシテ天下国家之安全ナラン事ヲ欲セサルヘシ」（「教法ノ巻」）という。つまりは『大学』の八条目に代表される、正意から平天下という儒学徳目の実践を促している。文は「事物ノ道理」を明らかにし「国政ヲ行」い、武は武備によって「乱騒ヲ治メ」るための必学なのである。一国の治者としていかに国を治めるかということ、道徳や学問によって提示し、それが「評価」の重要な基準になっている。「天下国家ノ安全ヲ行フ」という点で、文武の学問は別ではなく表裏一体である。

「乱レタルニハ武ヲ以テ鎮ムヘシ、文ナクンハアルヘカラス、静ナラハ文ヲ以テ治ムヘシ、武ナクンハ有ヘカラス。故ニ古往治国ノ良将ハ文ヲ先ニシテ武ヲ不忘、乱国ノ良将ハ武ヲ先ニシテ文ヲ不忘ト云リ。」（「教法ノ巻」）

国家の治乱によって、二つの学問を使い分け、かつ一方を忘れてはならないという。なぜならば、「治ハ乱ノ前、乱ハ治ノ前」というように、油断を誠めるためである。

とはいっても、近世大名の置かれた位置は治の時代であり、「文ヲ先ニシ武ヲ後ニスル事」（50水野勝貞）と文道の優位が説かれている。また、武道に関しても、いわゆる「血氣ノ勇」として「文ノ道ノ不知」（45久松定重）ためと断じ、主将の器の勇ではないと否定している。

このように、支配の観点から文武の学問が必要とされかなり重要な基準になっているが、それがすべてではない。矛盾するようだが、文武両道の大名に対して「不学ニ劣」とされる場合がある。（114鳥居忠春）なぜこのような評価になるのかというと、16鳥津光久の例を引いてみる。

「文武両道甚勝レタリトモ奢ニ長シ、国家之政道モ法ニ背カハ善トハ云カタシ」

鳥居に関しては「学テ仁道ヲ不正トキハ不学ニ劣」と述べる。

つまりは、実際の政治に学んだことが活かされなければ意味がないということであろう。

また、7徳川綱重の評文にあるように、学んで理に拘泥しすぎると、却って妨げとなるともいう。それは「賢二勝ル人ハ己カ行ニ理ヲツケテ法ヲ破」るため悪事が道理をもってまかり通ってしまうことを危惧するからである。

文武之道ヲ不知人ハ理ニ叶事アレトモカナラス大道ノ理ニ不当シテ：之大道ト云ハ是文字書籍ノ物々ヨリ出ルナレハ不叶理也（4 1阿部利重）

過ぎることを牽制しながらも、「文武」を学び道理を弁えることが大名に要求される。

君子ノ徳ハタトヘハ風、小人ノ徳ハ草ノ如シ。草ニ風ヲ加レハ必ナヒキ伏モノ也。其コトク上ニ有人善ヲ好メハ民ナヒキ化シテ従フナリ（70藤井忠国）

右にいうように、大名と家臣万民は風と草の関係に例えられる。支配者の徳如何で、支配される側の徳化を左右するのである。「将ハ国之命也、将能制勝則国家安定」（29佐竹義隆）といわれるように、国家の存亡は大名個人にかかっているのである。

案スルニ主将トシテハ諸卒諸民ヲ我子ノ如クニ愛スヘシ。恵クムコト薄ウシテ是ヲ憐ム事ナケレハ民ノ恨ミ出来リ終ニ讎トナル事多シ。君子ハ徳ヲ以テ政ヲ執行故ニ民ノ恨ムル事ナシ。必ス恨ミヲフクミアタヲナス者ニハ猶々恵ミヲ施シ是ヲ愛スヘシ。其恩別シテ厚ク成テ其讎トナル民却テ政道ノタスケトナル事多キ者ナリ。荀子曰君舟也臣者水也水則載舟水則覆舟、此心ヲ以テ君臣ノ道少シモ不違、諸民ヲ愛スル事水魚ノコトク可心得也。（「教法ノ巻」）
また、「君子」が徳をもって憐れみ政治を行うときは、家臣も諸民も恨む事なく、国家は収まりやすいとする。君臣関係は『荀子』の船と水に、君民関係は『論語』の魚と水にたとえられ、心得るべきとされている。

以上、大名を判じる基準として評者が最も重視している文武の観

点を取り上げてみた。評者の視点から見る限り、『武家勸忍記』は、大名を評価するという次元には留まらず、大名理想像を作り上げ、提示しているように思われる。文武の学問が「国家安定」（29佐竹義隆）や、「家民ヲ憐ミタル」（34本多政勝）といった、領民や家臣の統率による治国を最終目的に順当に達するための手段として語られている。その意味で本書は、統治学、一種の大名帝王学の書という見方ができるかもしれない。

二 『貞観政要諺解』という書籍

前節において、「評価」される大名の理想像を評者の基準にそって見てきた。ここで一つの疑問が浮かぶ。『武家勸忍記』をはじめとして、「大名評判記」には当然ながら大名の「評価」しかされない。しかし、この「評判記」を一種の帝王学の書として考えるとき、別の次元でそれを必要とした人物がいる。大名諸侯の君にあたる將軍その人である。

近世社会において、世俗的権力の頂点にいた將軍であるが「大名評判記」のなかには現れない。大名を「評価」したものであるから当然といえそうなのだが、大名が個別に「評価」され理想的なあり方を宣揚されると同じように、將軍の統治学のモデルがあつてもよいのではないだろうか。

（1）『貞観政要諺解』の成立

慶安四年、十巻本の一書が作成され幕府へ献上されている。書名は『貞観政要諺解』、作者は林羅山である。

貞観政要諺解全部十巻、先考辛卯之秋、応阿部豊後守忠秋之求以之作之被備、幕府之英覽其後、先考因若狭羽林之請写一部而寄之、明暦丁酉孟春之災家本焚亡、歴月之後余借羽林之本写之補其所亡以蔵家塾

明暦丁酉七月

春齋

右は、寛文九年に刊行された同書に付された、林春齋の跋文である。これによれば、羅山が阿部忠秋に頼まれて、『貞観政要諺解』を作成、献上したという。忠秋といえ、先代家光の時代から老中職にあり、幕府中枢にいた人物である。勿論、『武家勸忍記』にも登場している。では、幕府首脳がこの時期、羅山に作成させた『貞観政要諺解』とはなにか。

『貞観政要諺解』は、「諺解」の名が示すとおり和訳した漢籍である。もとは唐の時代、太宗の政治に関する言行録として、吳兢が綴った『貞観政要』十卷四〇編である。太宗は隋王朝の後、中国を一統し、三百年にわたる唐朝の始祖とされる人物である。この治世を貞観といい、道德政治が行われた理想的な時代として「貞観の治」と呼ばれる。太宗や家臣らの言行や問答を収めた、政治の実践書とされる。

日本ニテモ古ヨリ帝王此書ヲ読テ君臣ノ間ヲト、ノヘ治乱安危ノ戒トシ、政ヲ行フノ助トシタマフ事旧記ニ見タリ

羅山も『諺解』の冒頭で述べているように、日本には七世紀ごろ渡来し、以後知識人の必読書とされていらい。家康もその愛読者で、慶長五年には伏見版として出版している。

出版された『諺解』は漢文を崩し、漢字に仮名をつけ、語句の説明も挟んでいる。献上された『諺解』と刊本である本書が同一であった確証はないが、原田種成氏も指摘されるとおり慶安四年の將軍代替わりに際して、家綱に進呈されたことを考えると、刊本は原本をそのまま用いている可能性が高い。また、上記の引用で羅山が「帝王」の書であるといっていることから、『諺解』が新將軍家綱の手本として期待された可能性は高い。

(2) 『貞観政要』『貞観政要諺解』の内容

では、古今の「帝王」が「政ヲ行フノ助」とした『貞観政要』の『諺解』はどのような内容をもつものであろうか。

唐ノ太宗即位ノ後群臣ヲアツメテ、草創ト守文トイツレカ難ヤト

勅問アリ。草創ハ乱ヲ治テ初テ天下ヲ取コトナリ、守文ハ治レル時ニ乱レサルヤウニ守リ治ル事ナリ。此ニツハ何レカ大事ナルヤトノ事也。

房玄齡ト云ル大臣奏シケルハ、天下大ニ乱テ諸国ノ大将我モク帝王トナラント争フ所ヲ、弓矢ヲ以テ身命ヲ惜マス戦ヒ勝テ天下ヲ取ハカタキ事ナレハ、草創ヲ難ト申スヘシ。

此時魏徵奏シケルハ、昔ヨリ天下ヲ取テ後政アシケレハ頻テ天下ヲ失フ者多シ、道ヲ知テ政ヲヨクシ永ク天下ヲ守リ治ムルハ大事ナレハ守文ヲ難シトスヘシト申ス。

太宗此兩人ノ申ストコロヲ聞テ、今ステニ天下治レリ、乱レサルヤウニ群臣ト相謀リ政道ヲ正スヘシ。然レハ魏徵カ申ストコロニシタカハント勅セラル。

サレハ唐ノ世二十代三百年ニ及マテ相統セルハ太宗ノ政ヲ子孫ノ帝王ヨク守ル故ナリ。

『貞観政要』の最も有名な部分、草創と守文についての議論である。房玄齡と魏徵という二人の大臣がそれぞれ、政権の獲得と持続について太宗に答え、今は治の時代であるので持続を重視すべきとした。

下線部は、『貞観政要』本文にはないところで羅山が付け加えたものである。初めの部分は、語句の説明であり、理解しやすいようにしたものである。先述のように、若年の將軍が読むことを想定しているように思える。一方後の下線部は、羅山の意見であり、草創よりも守文に重きを置いた太宗の判断が受け継がれたことよって、三百年にわたる唐朝が実現したとしている。羅山にとっても政権維持こそが現実的課題としてあったことは想像に難くない。また別のところで『諺解』は次のように言う。

昔ノ聖人ノ君、我身ニトリテ政ヲナス。楚国ニ詹何トイヘル賢人アリ。楚王コレヲ召テ、国ヲ治ルコトヲトフ。詹何身ヲ治ル道ヲ以テ対フ。王カサネテ国ヲ治ルコト如何トトフ。詹何対ケルハ、身治マル時ハ国ヲサマル、身ミタル、時ハ国治ラスト申ス

これも『貞観政要』本文をそのまま下した部分であるが、治国の基本は君主自身の修養であるという。『諺解』は本文を受けて、安定した政権運営は、君主の心に収斂する。

王桂答ケルハ、古ノ帝王政ヲスルニ、キヨクシツカナルヲ用ヒ、天下万民ノ心ヲ以テ君ノ心トス、少モ私アラス。近代ハ専ラ万人ヲソコナヒテ上ノヨクヲホシヒマ、ニス。又用ル所ノ大臣善人ニアラス。漢ノ世ノ宰相ハ能学問セリ。君若疑シキコトアツテ是ヲトフ時ハ各本文ヲ考ヘテ、其政ヲ決定ス。是ニヨツテ人人礼義ヲシリ、太平ノ政行ハル。近代ハ文ヲ軽シ、武ヲ重ニス。武ハ法度ヲキヒシクスル故ニ、政コマカニハシカクナリテ文道ヲトロヘテ風俗ヲホキニヤフルト申ス。太宗此味ヲヨミシテ百官ノ中学問アツテ政ノ大抵ヲシル者ヲメシ、官位ヲアケテ扱ヒツカハル

別の大臣、王桂が太宗に言上した箇所である。王桂は過去と今を比較して、政治の乱れを指摘する。王たるものは私心のない心でもって政治にあたり、学問のあるものを臣下とすべきであるという。「太平ノ政」は人々が「礼義」を知り、「風俗」の乱れを抑止することにある。そのためには「文道」が必要で、「武」よりも重んじられなければならないというのである。どこかで聞いたような論理であるが、ここでは治世の政治のありかたを、学問（ことに文道）を主とし、学問のある家臣の登用を君主の任としていることを抑えておこう。

貞観二年、太宗何ヲカ名君トシ、何ヲカ暗君トスルヤ。暗君ハワロカニクラキ君也。魏徴申ケルハ、君ノ明トナル事ハ諸人ノイフコトヲ聞テ其ヨキヲ用ル、故ニ下ノ云コト上ニ通シテサ、ヘフサカルコトナシ、君臣上下ヨク通スル故也。君ノ暗キコトハ、賢人ヲ用ヒス、ウトキ者ヲタテ、イヤシキ者ノ申スコトヲハ道理ニカナフト云コトヲ聞入コトナシ、コレ皆エコノ私也。故ニ遠国ニ敵ヲコルトイヘ共コレヲ退コトナシ。皆是君ノ暗フシテシラサル故ナリ。イカンソノ国家長久ナランヤ。

君主の良し悪しはいかに判断されるか、という核心をつく問答で

ある。「明君」「暗君」の違いは、「賢人」の登用、または理の通った諫言を受け入れられるか否かによる。君主と家臣との意思疎通が容易であり、それによってよりよい政治が達成されるものとされているのである。政治運営は、君主一人の心持ちと同時に、ともに政治を支える家臣の選択と健全な君臣関係にあるといつてよい。これに羅山は、「暗君」では国家は長続きしないと付しているのである。

以上、『貞観政要諺解』の内容をかいつまんで紹介した。勿論、内容はこれだけに留まるものではないが、君主としていかにあるべきか、という点に着目したとき、これらのことが主眼となっていることとは言える。また、羅山が『諺解』に付した一文からは、治国の綱領として『貞観政要』が認識されていたことがうかがえるであろう。まさに『貞観政要諺解』は帝王学の書として、慶安四年に起草されたものなのである。

三 『貞観政要諺解』と『武家勸忍記』

さて、『武家勸忍記』の大名理想論と『貞観政要諺解』の君主論をみてきたが、類似する点があることに気づく。先述したように『貞観政要』は、近世以前から知識人階層の認知を得ていたから、直接的な参照というよりは、常識的な反映とみることもできる。しかし、『武家勸忍記』は確かに『貞観政要』の内容を引用しているのである。例えば、19 浅野光晟の「愚評」は「貞観政要曰」として本文を引用している。また、書名を出してはいないが、おそらく『貞観政要』を受けていると思われるものに、21 鍋島光茂がある。

悪将ハ邪義甚シテ私欲貪リ有、諸士之賢オヲシラス、故ニ賢ナルハ退キ佞人諂ヒ者ハ日々ニサカンニ近キ進ミ驕ニ長スル故、国家終ニ乱ル如

これは先にあげた『諺解』の「暗君」を説明する文章に近い。さらに、『武家勸忍記』が『諺解』に依拠しているところを示そう。

尚書ニ我ヲ撫トキハ后ナリ、我ヲ虐スルトキハ讎ナリト云リ。我トハ民ナリ、民ヲナテ養トキハコレヲ君トス、民ヲソコナヒヤフ

ルトキハコレヲ讎トス。ツ、シムヘキ事ナリ。荀卿モイヘルハ君ハ舟ナリ、民ハ水ナリ、水ヨク舟ヲノセ又舟ヲクツカヘス。故ニ孔子云ク、魚ハ水ヲ失ヘハスナハチ死ス、水ハ魚ヲ失フトイヘトモ猶モトノ水也。故ニ堯舜ノ天下ヲ治ルニ日々ヲソレツ、シマスト云事ナシ。何ソ深ク思ヒウマクハカラサランヤ。

『武家勸忍記』で度々言及される君臣関係や君民関係において、引用される古語は『荀子』と『論語』である。先にあげたように、『武家勸忍記』の指針ともいえる「教法ノ巻」において二つの古語が同時に引用されているのを見た。そして、右のように『貞観政要』でもこの古語を魏徴によって同時に語らせているのである。このことから評者が、『貞観政要』の内容を判断基準に据えていることがいえよう。

そして、『諺解』が『貞観政要』を書き下した帝王学の書であり、『武家勸忍記』に数念先行するものとして作られたことを念頭におくならば、『武家勸忍記』は『諺解』を単なる評価基準としてだけではなく、同じ趣旨をもつものであったのではないか。つまりは、大名の帝王学の書としてである。

江戸時代を幕藩制国家論として提起した深谷克己氏は、その権力編成を集権的と捉えた。体制を見るにあたって、その権力が將軍にあるか大名あるかという強弱の論理ではなく、それらの組み合わせが体制を作り出しているという視点にたつものである。ここでは、大名権力、「個別領主権」が体制のなかでどのように位置づけられ、機能しているかが問題となる。

これを受けるならば、『諺解』や『武家勸忍記』の作成された時期は、上記の問題がクローズアップされるべきである。『諺解』の慶安四年は家綱治世がまさに始まるうとするときである。そこから時を置かずして『武家勸忍記』が万治年間に作成されている。両書がともに天下国家の領主のための手本として、帝王学の書と位置づけられるならば、『武家勸忍記』は大名統制のひとつの方法という可能性をもっている。

藤田寛氏が指摘するように、家光死後、慶安四年の由比正雪の乱を契機に末期養子を認めるなどして、それまでの大名統制が緩和される。これを期に政治方針がそれまでの武断から文治へと転換するとされている。しかし、大名統制が全くなるといふことは想像しがたい。推測するならば文治主義的な大名統制法として、「大名評判記」というかたちをとって、『武家勸忍記』は作成されたのではないだろうか。文武両道というイデオロギーの粉飾をもって、大名に個別領主としての自覚を促し、將軍一大名という君臣関係を遵守させようとするものではなかったか。『諺解』の存在とあわせて考えるとき、阿部忠秋や林家をはじめとする幕閣構成員の、家綱政権を磐石ならんとする政治的意図を感じるのである。

おわりに

最後に『土芥寇讎記』やその他の「評判記」との関係述べたい。先に引用した『諺解』の『荀子』と『論語』を挙げる部分には、実はそのまえにもうひとつの古語がある。

孟子イヘル事アリ、君視臣如手足、臣視君如腹心、君視臣如犬馬、臣視君国人、君視臣如糞土、臣視君如寇讎、寇讎ハアタカタキヲ云ナリ。糞土ハチリアクタナリ。君ノ礼アルト礼ナキトノ不同ニヨリテ臣下ノアイサツアル事ナリ。臣トシテハ二心ナシトイヘ共君恩ノ厚薄ニヨリテ去ト去サルトノ義【有】レハ、君タル人イツクンソ下ニ対シテ無礼ナランヤ。故ニ節義ヲ立ル事ナク、人倫ノ教ヲコルトナシ。太平長久ノ福ヲタモチカタクシ、…

『孟子』の「土芥寇讎」である。『土芥寇讎記』には『荀子』の引用も幾つかみられるし、『貞観政要』そのものの引用もある。これもまた『貞観政要』『諺解』そして、『武家勸忍記』という系統を考えれば必要があるだろう。それは他の「評判記」も同様である。そしてさらに踏み込んでいえば、『武家勸忍記』同様、元禄三年段階での政治的課題を視野に入れた大名統制を意図したものでなかっただろうか。この点は、林家や幕府首脳の動向とあわせて、さらに考察す

る必要がある。また、「評判記」だけでなく当時の政道書との関連も考慮すべきであろう。

【注】

- (1) 金井圓『土芥寇讎記』（新人物往来社、一九六八年）「解説」。
- (2) 同前。
- (3) 今回使用したのは、刈谷市立図書館村上文庫の蔵本で、全二〇卷（内「国法之卷」を欠く）十二冊である。
- (4) 大名数は一七〇名であるが、ところどころ評文を欠く。十六卷以降は全く評文がない。
- (5) 今回使用したのは、岡山大学池田家文庫所蔵のもので、全十卷十冊で、明暦三年林春斎の跋をもち、寛文九年に刊行されたものである。寛文九年という刊記のあとに、「荒川宗長」という名前が印刻されている。
- (6) 『貞観政要』の中国における政治的意義は、布目潮風『「貞観政要」の政治学』（岩波書店、一九九七年）を参照。
- (7) 『新釈漢文大系 貞観政要』上巻、明治書院 一九七八年、「解説」。
- (8) 『近世国家・社会と天皇』校倉書房 一九九一年、第三部第二章。
- (9) 『徳川幕閣』中公新書 一九六五年、第四章「官僚政治への移行」。

NO. 番号	大名名	主得ノ法	1	文武	2	文	3	武	4	生得・心意	5	行跡・所行	6	法	7	徳	8	才智	9	引用書名
1	徳川頼直	將トシテハ文武ヲ學テ其理ヲ明クテ以テ善將ト云リ *然レ共文武之道ヲ不學 ヲ以テ非ト云ツカ										行跡誤ナキ事最吉 シ*								『論語』
2	徳川光義	案ニ曰ク、ニツノ品有ヘシ、維レ文武ノ面道ヲ學テ才智明カナルハテ善ニ長シ、忿有テ邪曲有ハテツツ善トハ云ヘシ、又生得柔和ニ操テラハ愚ニシテ發明ナラズ共是則善ト云ヘ 人ノ上ニ居テハ其誠多キ 〔中庸〕ノ引用)是則千常 ノ道ナリ、此九ツノ道ヲ以テ 平世ニテナクテ不叶ナリ								心意直トシテ其リ不 基トハハ共後リニ長 シテ理ニウラク聖賢 ノ道ヲ善テ不知故也	志実有共行跡道ニ アラスト云シ									『貞觀政要』 『論語』中 庸』或評』
3	徳川頼宣	大將トシテハ國家ノ盛衰ヲ 計テ以テ是ヲ知ルヲ良將ト 云フ																		『皇行録』 『孟子』非論 語』評』或 僧』の逸話
4	徳川光貞	*名將ハ文武ヲ學テ次ニ武 勇ヲ備ム																		才智深キニカハツツ テ実ノ志ヲ失ヒ玉フ 事アラシカ故ニ**
5	徳川頼房	大將ハ和ヲ先トシ勇ヲ次ト ス* 大將ト云ハ不侈不貪不忿 虚深クシテ其貴賢ヲ謙ヘリ 能ヒ礼ヲ以テ人ヲ愛シ仁 ヲ以テ隣ニ義ヲ守テ法度ヲ 置智ヲ以テ慮ルヘシ、然ラ ハ良將ノ善ヲトラン																		
6	徳川光圀	夫為將道有八弊焉、一ニ曰 貪而不厭、二ニ曰妬賢嫉 能、三ニ曰信讒好佞、四ニ 曰料彼自料、五曰猶豫不 自決、六ニ曰荒淫酒色、七 ニ曰奸詐而心性、八ニ曰狂 言而不以礼、凡將タルノ道 ニ可觀ハ此ハツ也																		
7	徳川綱重	智警勇如、高弓相孫智ハ文武ヨリ出テ勇ハ武道ヨリ出ルモノナレハ、一國一郡ノ主將タルハ文武 武ニツツ兼用スヘキ事也。																		
8	徳川綱吉	將トシテハ理ニ從テ過テ却 テ妨多シ、賢ニ勝ルハ己 力行ニ理ヲツケテ法ヲ破リ 惡行多キモノナリ、是ヲコト ノ徳不至故也* 名將ハ内外トモニ柔ヲ以テ 本トスル故、亡ル事ナシ、 愚將ハ此道理ヲ不知自己ノ 勢ニ勝テ身ヲ亡ス事アリ 大將トシテハ人ヲ獲テコトナ ク憂懼ヲカク愚ヲ施ストキン ハ鼎服スル人多キモノナレ也																		

NO.	番号	大名名	主得ノ法	1	文武	2	文	3	武	4	生得・心意	5	行跡・所行	6	法	7	徳	8	才智	9	引用書名	
9	2	保科正之	* 不審寛々トシテ威ヲ示ハ 君子ノ法ナリ、君子ハ私欲 ヲハナシテ物々セハセハシ キ行ヒ一ツモナシ	文武ヲ専ラトスル事は警 レ有将也									一國一郡ノ主タル人 ノ愚ニ政逆ニシテハ 叶ヒ難シ、然レトモ 算期ヲ能クシテ物毎 セコヲ入ル事不可 也、君子之心ハ広ク 公クナルヲ以テ私欲 ナシ、如何ナル故ニ 行跡寛々トシテ威有							『孟子』		
10		松平光長	主将トシテ長テアツル事 其國ノ万民ノ上ニ在テカ 忙然トシテ何ノ心モナキ事 ハナケケカワシ	文武ヲ不學シテハ國家之 法ニ不違	文	武	物ノ善惡ヲキマハラレテ 行跡順テハ行跡順ナル事誠ニ君子之															
11		松平光通		文學ヲ好ミ武道ヲタクシ シカ行跡寛カナル事最 文武ノ道ヲ志ス事ハ物ノ 次第ヲ知ツタメ也									文道ヲ不學武ヲ用ル 計ナレハ行跡剛ノ勇 ナルヤ									『孟子』
12		松平直政	文武ヲ不兼用ハ善將トハ 有ハ皆是小人ノ類也	文武ヲ不兼用ハ善將トハ 有ハ皆是小人ノ類也																		
13		松平頼重	將タル人ノ可隨事一ツト 文武ヲ好ミ礼義ヲ正ス事大 善將ナリトヒナシ	文武ヲ好ミ礼義ヲ正ス事大 善將ナリトヒナシ																		
14		前田綱利	文武ヲ好ミ礼義ヲ正ス事大 善將ナリトヒナシ	文武ヲ好ミ礼義ヲ正ス事大 善將ナリトヒナシ																		
15		伊達忠宗	勇智有テ文武ヲ少々學ヒ 和歌ヲ詠スル事は法ニ叶 主将トシテハ勇ト和ヲ兼テ 偏ナキヲ以テ善トス、文武ノ 道モ知過タル人ニハ結局難 ニ成事世ニ多ク、又不知ハ	勇智有テ文武ヲ少々學ヒ 和歌ヲ詠スル事は法ニ叶 主将トシテハ勇ト和ヲ兼テ 偏ナキヲ以テ善トス、文武ノ 道モ知過タル人ニハ結局難 ニ成事世ニ多ク、又不知ハ																		
16		島津光久	文武両道蓋勝レタリトモ 善ニ長シ、國家之政道王法ニ 背カハ善ト云カカク、然ル ク從ハ可也	文武両道蓋勝レタリトモ 善ニ長シ、國家之政道王法ニ 背カハ善ト云カカク、然ル ク從ハ可也																		
17		細川綱利	國郡ヲ治ル主将ハ必寂然ト シテ不働、悠然トシテ後 ニ有ハ良將ノ行也* 君トシテハ田ヲ使フニ道 有、道有トキハ國家豊 也、臣トシテハ君ヲ敬ヒテ 道有誠信ヲ以テコレヲ敬フ トキシテ、君モ臣モ心安シ テ國家自ラ無事也	國郡ヲ治ル主将ハ必寂然ト シテ不働、悠然トシテ後 ニ有ハ良將ノ行也* 君トシテハ田ヲ使フニ道 有、道有トキハ國家豊 也、臣トシテハ君ヲ敬ヒテ 道有誠信ヲ以テコレヲ敬フ トキシテ、君モ臣モ心安シ テ國家自ラ無事也																		
18	3	黒田光之	文武ヲ不好事主将トシテ ハ國家不安	文武ヲ不好事主将トシテ ハ國家不安	文	武	文ハ人民愛スルノ 本 武ハ國家之政道ヲ 謀ルノ本也						行跡理ニ通シ不審 不貪トヤ									『司馬遷』 『淮南子』 『貞觀政要』
19		淺野光慶	良將ハ以智覺為心以理為 性力故二世ノ誓有	良將ハ以智覺為心以理為 性力故二世ノ誓有									短慮ナレハ士卒不從是禍ノ基也									

NO.	巻号	大名	主将ノ法	1	文武	2	文	3	武	4	生得・心意	5	行跡・所行	6	法	7	徳	8	才智	9	引用書名		
20		毛利綱広	主将ハ上ニ有テ政道ヲ立テ 国家ヲ安カクシメシメテ事ヲ計 ルヲ以テ本トス	文武ヲ不学故生得ハ都度ナラズトイヘトモ遊業ニホコリ香ヲ専トスル事不誠ニテハ叶カク									人トシテハ行跡ヲ専 ラタシテムヘキ事 也、況哉一國一郡ノ 司ヲラン人ナラハ不 行義不善ヲアラハ早ク 改テ身ヲ正シ心ヲ誠 サシトモ行跡ニ対シ テ見ルトキニハ此理 各別也、*										
21		頼島光茂	国郡ノ主ハ第一人数ノ大ニ 成リ以テ忠義ノ将トス *凡將トシテハ謀ヲメケラシ テ勝利ヲ千里外ニ量リ或 ハ諸士之器量ヲ見、血氣者 剛者臆シタル者有ヘシ、如 此ノ品々ヲ思慮有テ備ヲ堅 ク守ラセ最モ下知ラズシテ 戦ヲナストキハ必人数ノ多 少ニハヨクスト也	武ノ法ニ叶ヒ諸家ニ 勝シテ士卒ヲ扶持セ ラルヘ事他之譽シ有 *																		『真經政要』 『吳子』	
22		井伊直隆	勇ト和トヲ兼タル事武將ノ肝 要也、*						勇ハ是血氣ノ勇ニ ハアラス、智仁ノ勇 ノ事ナリ、血氣ノ勇 ハ義ニアラサル故 主将ニクニシムスル													『論語』	
23		池田光政	主将トシテ一向コレ(仏法) ヲ退去ル事直シカラズ、世 ニ逆スルヲ以テ却テ不忠ト モナラシ	文武ヲ兼テ仁政ヲ行、 民ヲ憐ミ礼ヲ正スル事、 凡文武ノ学ヲナス者ハ必 善行ニシテ非道ナキ也																			
24		池田光仲	文武ヲ不学トモ勇有テ和ヲラハ善將ト云シ																				
25		藤堂高次	文武両道ヲ不知トモ勇ノ譽有テ記ス、然レトモ學ニテウケテハ血氣ノ勇者ト云テ主将タル人ニハ誠 * * * 文武ハ天地ノ如シ、文ヲ不知ハ不可ナリ、武ヲ專ニスル事武士ノ本 意ナレトモ両道ヲ兼テ以テ最可也ト云*	不学シテ実ノ道ニ叶 ノハ生得ヨリ淳ニシ テ直ナルヘシ																			『大学』か?
26		陣須賀光隆	* * *																				
27		上杉綱勝		志ノ実行跡ヲラニ不																			
28		山内豊昌	勇ニシテ文道ヲ不知トモ行跡清ク慈悲憐ミ事トスル事将タル人ノ價ニ少シモ久ル事ナシ																				
29	4	佐竹義隆	夫將ハ國之命也、將能制 勝則國家安定 諸人用則有威名主人不 用則威勢シ																				
30		有馬松千代	主人ノ不学則政道直ナラズ ト云ヘリ、*	文ヲ不学ハツカケナ リ																			
31		森長継	人生ノ不学則政道直ナラズ ト云ヘリ、*	* 外トヘハ心誠有テ 機直也トイヘトモ、 文学ヲ不明人ハ誤 大ニナルカチ																			『管子』真 經政要』
32		榊原忠次		生得ヨリ文武両道明ノタ ル故ニヤ*																			
33		松平直矩		人トシテ文武ノ道ヲ心カケ ル者ハ多クテ其、道ヲ行 ルヘハ稀也																			
34		本多政勝	国ヲ治ル人ハ思慮ヲ前ニシ テ勇ヲ後ニセシヤ 蓋シ有テト云ハ智仁勇ヲ兼 テ私欲邪佞ノ心ナク、家民 ヲ懐ニシテ其ヲ治ルヘシ	主将タル人ハ必(武勇 の)膽可有儀也、但文武 両道不学ヲ以、仁義ノ勇 トハ云カクシ、血氣ノ勇ナ ルヘシ																			
35		酒井清良		生得ヨリ文武ノ両道ヲ不 学人モ有、又学ヲ理ニウ テキ人モアリ、亦不学共 理ヲ知人モ有																			

NO	巻号	大名	主得ノ法	文武	文	武	生得・心意	行跡・所行	法	徳	才智	引用書名	
36		久松定行					悠寛タル人ハ勇過タルヨリハ勝レリ...悠過タル主人ハ勝リヲ臆テモ其改メナキ故平常之行跡ニ不謙多キ						
37		小笠原忠直					愚ニシテモ行跡不義ナラサルトキハサノミ不可禁、又才智過タルモ不可、然過不及有故也*				*		
38	5	酒井忠治	大酒ヲ好事將トシテハ別而大悪也									「魏武帝短歌行」	
39		酒井忠清	此將ハ諸事他ニウラヘカクシ、勇智柔和トモニ兼テ不用ハ俗シ、行跡實ニ不多不忿、上ニ忠ヲハケミ礼義正又事諸大將多シトイヘトモ別									「兵法曰」	
40		酒井忠重	將トシテ文武両道ヲ學事最【可】也			勇ヲ好ニハ品アリ、石ニ記又知ク智仁勇ノ勇ヲ兼トス、血氣之勇ヲ賊ル事也							
41		阿部利重										其理ヲ弁テ世ノ為人ノ為ヲ志サズ人ヲ智有ト云ヘシ	
42		立花直茂	將トハ大將ノ上道有ヲ云ヘハ、國主此將、時ノ將也、此將ヲ用ル則ハ智仁勇之有者ニ其役ヲ申付ヘシ、法ハ軍法曲制ヲ云、此道理ヲ見ル、則ハ武ヲ先ニ用ル事有ヘカラス、文ヲ以治次ニ武ヲ用ユヘシ、										
43	6	本多忠義	(本文ノ如ク違ヒナクシハ豈評スルニタテシ)									「論語」	
44		久松定重											
45		丹羽光重				但シ文ノ道ノ不知時ハ必血氣ノ勇將ト云ルヘシ	利根榮明過タル事ハ評ニ不及、利根ニ深ニテ過ルハ六七ニ識ル法ナリ						
46		南部重直	國家ヲ治ル程ノ人ツハシニナクテハ叶カクシ									孝徳ニタカニ多クカケル心ナク、民ヲ愛治リ危カラスト也	「孝經」
47		戸田氏信										「兵法二曰」 「老子」	
48		土井利重											
49		水野勝員											
50		前田利次											
51		堀田正徳										「論語」	
52													

NO.	巻号	大名名	主将ノ法	1	文武	2	文	3	武	4	生得ノ心意	5	行跡・所行	6	法	7	徳	8	才智	9	引用書名	
53		永井尚政									*								才智ハ生得ヨリ有モ ノナレハ、善悪ノ行跡 ニ由テ學テ改ムト不 改トノ違有ヘシ* 才智有入ト云ハ自己 ヲ治メテ家民安全ヲ ラシメテ事ヲ願テ身ヲ 立ルヲ知ル	『句子』		
54		京極高国	一国一城之主将タル人文 武ノ志ヲウケテハ倍シ																			
55		真田信房	(幼雅ナレハ何ノ評ニ至不及)																			
56	7	榊原正則		文武神道之志大身小身 ニ至ルマデ誠ニ可学道ナ リ		神道ハ和国ノ徳行ト シテ偏ニ可志之 所...是ヲ學テ事ハ人 ノ敬フニ依テ威ヲ増 シ、人ハ神ノ徳ニ依 テ運ヲ添フ、是古今				生得ヨリ公ニシテ詬 ヲキク事大マカナル ハ是アヤヤリ也、天 下ノ執事トシテ物ニ 大マカナル事ハ万 人ノウレヒ也		* 行跡法ニ不違人 ニハ**										
57		小笠原長次		文武神道ノ心カケケラスシ トヘハ共*																		
58		大久保彦任		道タル人ハ誓ヲ世ニ誓シ トテ學ニハ非ヌ、唯名利 ヲマニ學ヒ至テハ謙ヲ勤 ムル者モアリ故ニ却而愚 ニ見ユル人モ有ヘシ																		「楊雄曰」
59		阿部忠秋		文武神道ヲ不學共皆子理 ニストツメテアリ、學テモ理 ニウチキ人アリ、																		
60		中川久清		文武ヲ嗜ハ最然カリ、礼 義ヲ正クヌル事人トシテ ハ高匹共ニ必定ヲ第一ノ 法トス*																		
61		松平信綱		文武神道ヲ心カケケサル人 ハ心行ニ委テキ人多シ																		『老子』
62		牧野忠成	(本文ノ如クナラハ何ノ評モ ナシ、畢竟愚將ト云)																			
63	8	本多俊次	得タル人ノ價ミナクンハ民 猶是ニナラツテ可奪																			
64		伊達宗利	大将ト成テハツバシミヲ專ト スヘシ																			
65		水野忠胤	君子ノ道ヲ行ニハ人愛シ、 少人ハ學ヘトモツカニ安シ、 道ヨク人ヲヒロメ人能道ヲヒ ロム、智勇ヲ兼タル人ト云ト モ智仁勇之徳ニ有ヘカラス 小人ノ智ハ却テ禍ト成ヘ シ、大人ハ萬方通セサル所																			

NO. 巻号	大名名	主将ノ法	1	文武	2	文	3	武	4	生得・心意	5	行跡・所行	6	法	7	徳	8	才智	9	引用書名		
66	戸田光重											此得之行跡ヲ考レハ...民ヲ安セントテ道ヲ以て使時ハ苦勞スレトモ復ル事ナシ、是私ニ使ニ非ス、科作家難ヲセヨトテハケケラス事ナリ、亦殺サルハ事有テ、其罪ヲコラシテ殺故ウラミナシ、此道理ハ不孝トモ可知者也										『孟子』
67	内藤忠興											道ヲ不知故行跡一ツトシテ善行ナシ								『馬援曰』		
68	前田利明									*		義ヲ守人ハ其国無為也、行住座伏之四共ニ威儀ノタカハサルヲ云リ								『孟子』『論語』		
69	戸澤乗盛	人主トシテハ若将ヲレハトテ国家ノ政事ヲ不制事大ヒニイマシムヘシ								生得ヨリ無道ニシテ行跡不直										『論語』		
70	藤井忠国	*																		『三略』		
71	松浦鎮信	良将ハ三路ノ心三順ヲ筋義ノ侍、賢者ヲ能自立テ様ヲ与ルニ財ヲ不吝、功者ニ賞ヲ与ルニハ時ヲ不謙シテ即時ニ与ルハ士卒功ヲハテマシ必敵国削リルハ也																		『三略』		
72	安藤重貞																			『孝經』『大學』		
73	相馬勝胤	主将トシテハ文武ヲ學ビ国家ヲ正シ、行跡ヲ専ラ履ミ善道ニ至ル事然リ																				
74	加藤泰真	(主将ハ)英雄ノ心ハ智謀武勇有ラ云也、是ヲ不學ハ不可																			『曲礼曰』	
75	岡部宣勝																			『兵法曰』		
76	仙石政俊	将之道ニ達スレバトモ氣實備ナル事是ヲイマシムヘシ*																		『聖賢ノ教道』		
77	淺野長直	文武両道ヲマナヒ勇剛有テ柔明ナル事一國一郡ヲ治ル人、愚ニシテハ叶カザシ																		『三略』『論語』		
78	藤原安吉																					
79	有馬康純	主将タルノ謂ニ徳内ニ有トキハ外ニテアラハサレトモ、氣質モ又和ニシテ長閑ナル天空ニ外トヘナリ、又仁愛正シキ人ハ威儀自ラ備リ小人近ツキカクシ、又不遠是恩敬有故也*										人倫ノ行ニ慎ミテ以テ吉トス、慎ミテキ人ハ恥多カラシ									『君平曰』	

NO. 巻号	大名	主得ノ法	1	2	3	4	5	6	7	8	9	引用書名	
			文武	文	武	生得・心意	行跡・所行	法	徳	才智			
80	伊藤裕久		文ヲ不学事不覚也			時ヲ得テ高位ニ昇リ時不至シテ其名ヲ埋人或ハ有徳無徳或ハ心意ニ徳達スルトイヘン生得ヨリ徳有トイヘント主剛ニ勝茲ニ勝者ハ後ニ違有時之雅意ニマカスル故、徳ハ得ルトイヘントモ実徳ニ非ズ*							
81	相澤徳通 松平康次	国郡ヲ能治ルハ不勤シテ国家ノ善悪ヲ悟ルヨク猶又ルモノハ禽獸魚ノ業ヲ知テトル事安シ				外見ニ榮明ト云ニハ非ズ心意ニ利根有テ仁政ヲ民ニ及ボシ内ニ徳ニ有テ外ノツトメヲ專ニセラレサル故也						『三略』	
82													
83	京極百助	(愚評なし)											
84	井上正利					徳有人必行ニ私多シトニヤ							
85	淺野長治	国郡ヲ治ルハ其身ヲ正シ、次ニ国家ヲ治ル、則無不登 諸道ヲ運テ勤學ヲ專ニツトシテ、政事順路ニシテ下民憐ヲ又事誠ニ君子ノ法ニ叶ヘリ										時ヲ得タルニハ愚者ヲ智有ト也、威ハ自ラソチツルヘシ、サレトモニツノ品有、愚者ノ威ハ權ヲ以テ行テ…智者ノ威賢ヨリ幾スルニヨツテ、織田夫チリトモ一生其威不輕人々は是ヲ不知用トイヘトモ行ニ国ノ能治ルコトハ君ノ智明チルユヘナリ	『漢書』
86	松平康信	武ヲ後ニシテ文ヲ前ニスルハ是法也		文ヲシテサルハアヤナリナリ、	武王文ヨリ不學トキハ実ニイタラズ							天下国家ヲ治ルニハ智明チラスシハ政事スナラニ不可有	『論語』
87	本多利長												
88	秋田盛季	文武両道ヲ學ハ得トシテ善可有、義理ヲ正又事可也、			君子ハ義理ヲ以本トス、禮法ヲ好信ヲ愛スル事善惡付難シ、仏法ヲ主儒法ヲ心実ノ道ニモツテ善ニモ悪ニモナルモノナレハ文武ヲ學ハ可也								
89	水野忠膏				禮法ヲ好信ヲ愛スル事善惡付難シ、仏法ヲ主儒法ヲ心実ノ道ニモツテ善ニモ悪ニモナルモノナレハ文武ヲ學ハ可也	利根榮明過スル事イハハ少疵ナリ							
90	石川昌勝				武道ヲ不學ハ不尊ナリ、武門ニ生レテ法ヲシラサル事人民家職ヲ不知ニ同シ							『史治通鑑』	
91	小出吉英												
92	青山宗俊	得タル人ハ國ノ命也、國泰ナラシモ又危ヲカシシモ憂愁哀樂ハ大将ノ心ニアリ謂行トモニ清静ニシテ法ヲ正ヘシ、清静平整ノ四ツノ文字ハ大将ノ第一				不學シテハ不尊可有、學テサヘ非尊アリイハバヤ道ヲ不學ヲヤ	厚学人ハ理ヲ明メテ行跡誤ナシ						
93	内藤信照					文武少々學事前後ニ云ニトク理ヲ明、禮ヲ行トシ兼タル人ヲヨシトスル							

NO. 番号	大名名	主簿ノ法	1	文武	2	文	3	武	4	生得・心意	5	行跡・所行	6	法	7	徳	8	才智	9	引用書名	
94	溝口重直				文ハ五常之道ヲシ ル法最可学			武勇ヲロバカナル事 大ニ不覚ナリ	才智發明ナラヌ是 生得引静ニ柔和ナ ル者ハ必物事ニツク 見ユル者也、是ヲ衝 智トテ成程カクシ外 ニテラハサルハル智												
95	松平直当																				
96	松平重久	命危シ																			
97	板倉重綱	国郡ヲ治ル人ハ道ヲ本トシ 得トシテハ行跡誠ニシテ不 違ヲ以テ本トス*				(泰平と戦國の邊ハ)文ヲ内ニシ武ヲ外				人ノ發明ト云ニ必順 智計略アツテ發明ト ハ云カクシ常ニ不違 理明德有ヲ以テ發シ タルヲ智ト云ナリ	*										
98	青山幸利	人トシテハ善ニ近ツキ悪ヲ 遠クサケルヲ以テ道トス、又 シテ一國一郡或百人十人 之頭ヲスル者ハイサハカノ 違ヒ有テモ如何善トセンヤ						一向勇有ヲ以テヨキ ニハアラス、仁ノ勇 血氣ノ勇コノ心ヲ以 テ可知													
99	松平忠房																				
100	津輕信政	聖人君子ハ世ノ盛ナルト又 フトロクル根源ヲ明ニシテ 事ノ成就又ルトセサルトノ始 ヲヨクシテ、又國家ノ始ルト 乱トノ機シテ知テ、我身ノ出 ルト入ルトノ節ヲシル、是自天 理ノ常ナレハ不学シテハ知																			
101	龜井茲政																				
102	本多玄照																				『礼記』
103	高力隆信																				
104	松平忠輝	主將タル人ノ嗜ハ文武ノ道ナリ、此道ニウチクツテハ如何程才智發明ナルトモ偏賢ノツトミ有テ美テウクテ却テサマタケ有ハ 人生シテ五歳七歳 ニテモ義理ヲシルハ 世ニタマシ多シ、是 ハ學ヌトモ可知道ヲ 生得澤ニシテ礼法ヲ正ストイハトモサナシ																			
105	水谷勝隆																				
106	小笠原忠知																				
107	松平忠勝																				
108	金森頼直																				『孝經』
109	永井尚清																				

NO.	姓名	主簿ノ法	文武	文	武	生得・心意	行跡・所行	法	徳	才智	引用書名
110	井伊直之			歌道ノタシテミ…文武ヲ學ビテナラズハアラノイタツラニ有ハキヨリハ増也		凡貴匹トモニ専ラ正直ヲ可守道第一之行也	寛々ト直ニシテ私曲有事イテタ心サシイタラサルユヘ実ノ道ヲシラヌ				『楚書』
111	内藤忠種			理ヲ教テ武ヲ後ニスルハ本也							
112	九鬼隆昌										
113	太田實宗										
114	尾居忠春										
115	頼訪忠清										
116	小笠原直次	本文ノ如クナラハ普シノ釋タルヘシ									『大学』
117	牧野親成										
118	久松定房										
119	真田氏信										
120	池田恒元	大力剛強ナル事主將タル人ニハ宜シキト云ヘカラス									『景行録』
121	秋月種福	才智發明ナレ共仁道ヲ不知、民ヲ食ル事ハ將トシテハ言ニ不及、下民ニ至ルマテ心得有事* 仁ノ道ナキ人ノ才智ハ却テ愚事ノ基ナリ、仁者ノ愚ハ却テ仁理盡事也									『太平記』?
122	堀真吉										『孟子』貞觀政要』?
123	一柳真典										
124	酒井忠能										
125	朽木種綱										
126	織田信尚	世ヲ考ヘテ見ル時ハ、一國一郡ノ主トシ共愚ニ拙キ多シ、ソレヲ諫サラン臣主有、亦諫サレ共不用人多シ、									

NO.	姓名	主稱ノ法	1	文武	2	文	3	武	4	生得・心意	5	行跡・所行	6	法	7	徳	8	才智	9	引用書名
127	木村純長		文武ヲ不好共礼法ヲ不背 事是不学ノ学者也、礼義 違フ事ヲクソハ学フニ不 及、*		文ハ貴道ノ器アリ、 道ニアツテ貴道ヲ 正ストキソハ不宣ト 云クナシ、*			武道ヲタジナムト云 テモ行跡血氣之勇 ナラハ一ツトシテ美 道ニアラス、*		*然シトモ短慮ナリ 事生得ノ事ト云ナリ ヲ不学故ナルヘシ										
128	新庄直時										*									
129	小出吉親										*									
130	土岐頼行		文武之学ハ不詳サレ共、行跡帯之理ニシテニクム所ニ非ス、但シ文 武之道理ヲ正学哉、*								*									
131	西尾忠成	私欲忿邪曲善ヲハチレテヨ ク徳ニ美ヲツクシ襟ミヲ専ラ トシテ柔剛之ニツクサシハ サミテ思慮ヲ以テ治ルトキ ハ綴ハ君ノ善惡ノ内善行ス クテク共臣下ノ勤又働キニ テ君善行ト可成事世ニ多シ						(槍は)大得ト成テハ 小善トス...如何程 槍ノ上手ナリトモ諸 卒働又思慮ナクテハ 危シ												
132	木下利真																			
133	木下俊長		文武ヲ少シ学ヒ行跡ツツ カナリト云事是身ヲ治ルノ 根本也																	
134	遠藤常季	己カ非道ナル時ハ又人モ 不善也、我道理ニ叶時ハ人 モ亦如其 其身先正改道順ナルヲ以 テ法ヲ立ルヲ言ト云																		
135	小笠原貞備	主稱タル人ハ如此物之風 流ヲスク事古キ良將達モイ マツク置レタリ																		
136	松平忠照																			
137	相長長武	(評議スヘキ事ナシ)																		
138	土屋利直																			
139	植村家貞																			
140	相葉重祥																			
141	織田信久	人主タル時ニ候好ヲ棄スル 事也、他ノ法義正シキト云ト モ候好有人ヲ以テ右之正行 モ此ニツイエハ可隠																		
142	堀親昌																			
143	丸尾隆幸	*百人ノ主ヲソノ人ハ此心 有テハ政道治カタルヘシ	文武ノ道ヲ不学故優心邪 曲アリ、*																	
144	酒井忠朝																			
145	土方雄次	將トシテ行ヘキハ道也、サ レトモ家長ノ仕置法ニ叶フ 時ハ不学シテ学者ナリ																		
146	岩城重隆	(節略之)																		

NO.	巻号	大名名	主得ノ法	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
147		三浦安次			文武	文	武	生得・心意	行跡・所行	法	徳	才智	引用書名
148		分都書高 宗義真	(不及評議) 道ヲ知人ハ外トヒ不学 ソケテ人ニヲヨホス故国家										
149													
150		松平慶綱	(評文ナリ)										
151		水野元綱	(評文ナリ)										
152		石川総綱	(評文ナリ)										
153		増山利順	(評文ナリ)										
154		六郷政勝	(評文ナリ)										
155		丹羽氏純	(評文ナリ)										
156		大岡増朝	(評文ナリ)										
157		秋元清朝	(評文ナリ)										
158		保科正實	(評文ナリ)										
159		市橋政信	(評文ナリ)										
160		栗山一玄	(評文ナリ)										
161		細川奥隆	(評文ナリ)										
162		五島盛勝	(評文ナリ)										
163		内田正泰	(評文ナリ)										
164		松平重治	(評文ナリ)										
165		堀田正俊	(評文ナリ)										
166		高橋高藩	(評文ナリ)										
167		片桐貞昌	(評文ナリ)										
168		久留崎通清	(評文ナリ)										
169	17	大田原正清	(評文ナリ)										
170		堀包周	(評文ナリ)										
171		土方雄豊	(評文ナリ)										
172		小堀政之	(評文ナリ)										
173		井上政清	(評文ナリ)										
174		遠山友貞	(評文ナリ)										
175		伊藤長貞	(評文ナリ)										
176		堀直輝	(評文ナリ)										
177		立花種忠	(評文ナリ)										
178		溝口政勝	(評文ナリ)										
179		谷筋広	(評文ナリ)										
180		加藤明友	(評文ナリ)										
181		一柳直好	(評文ナリ)										
182		佐久間勝義	(評文ナリ)										
183		牧野武成	(評文ナリ)										
184		織田長成	(評文ナリ)										
185		酒井忠輝	(評文ナリ)										
186		青木重兼	(評文ナリ)										
187		戸田忠治	(評文ナリ)										
188	18	西郷延貞	(評文ナリ)										
189		建部政長	(評文ナリ)										
190		北条氏兼	(評文ナリ)										
191		前田利豊	(評文ナリ)										
192		高木正盛	(評文ナリ)										
193		池田重時	(評文ナリ)										
194		山口弘隆	(評文ナリ)										
195		小出有宗	(評文ナリ)										
196		伊丹勝政	(評文ナリ)										
197		松平良尚	(評文ナリ)										
198		坂倉重矩	(評文ナリ)										
199		森川重信	(評文ナリ)										
170													